第六十一条第一項第二号	第五十九条第二項第二号に掲げる	当該特定信託会社について破産手続開始の申立て等が行われた
第六十一条第二項	当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十一条第五項		を除く
第六十一条第六項	外国資金移動業者	外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。次項において同じ。）及び新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合を除く
	同法	会社法
第六十一条第七項	外国資金移動業者	外国信託会社
第六十二条第一項	又は第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された	の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める
第百一条第二項の表第二条第二十八項の項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第四項
第百一条第二項の表第二条第三十一項の項及び第五十二条の七十三第三項の項	資金移動業務	特定資金移動業務
第百八条第一号	第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として

3　特定信託会社は、第一項の規定により特定資金移動業を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面、特定資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付して、その旨、特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　第一項の規定により特定資金移動業を営む特定信託会社は、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還を請求した場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部を解約することによりその請求に応じなければならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「前条」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「。第四十条第一項第十号において同じ」を削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第百七条第六号」を加える。

第四十条第一項第七号中「登録を取り消され、」の下に「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に「、許可」を加え、「許可」を削り、同項第十号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号ニ中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「）又は」を「）若しくは信託業法又は」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは」を「、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「）又は」を「）若しくは信託業法又は」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第四十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第四十五条の二第二項中「第五十三条第三項第二号において」を「以下」に改める。

第五十一条の四第五項中「）に」を「第六十二条の十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ。）に」に改める。

第六十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

第六十二条第一項中「若しくは」を「又は」に、「、又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失ったときは」を「（資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において」に、「その行う為替取引に関し負担する」を「当該」に改め、同条第二項中「履行を」の下に「速やかに完了しなければならない。この場合において、当該資金移動業者は、当該債務の履行を」を加える。

第六十三条の見出し中「外国資金移動業者」を「外国資金移動業者等」に改め、同条中「は、」を「及び信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者（第三十七条の二第三項の規定による届出をしている外国信託会社（同法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。）を除く。）は、」に改め、同条を第六十二条の二とする。

第六十三条の三第一項第四号中「。第六十三条の五第一項第十一号において同じ」を削る。

第六十三条の五第一項第八号中「第六十三条の十七第一項」を「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項」に改め、「許可」を削り、同項第十一号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十三条の九の三第一号中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第六十三条の十一第三項中「（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）」を削る。

第六十三条の十二第五項中「（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）」を削る。

第六十三条の十四第二項中「第二条第七項第三号」を「第二条第十五項第三号」に改める。

第六十三条の二十第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。